

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和5年9月5日

大阪税関長 大内聰

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原 因	藏置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
日本通運株式会社 東京都港区東新橋1丁目9番3号	日本通運株式会社 泉北港倉庫 大阪府泉大津市新港町3番地	廃業	—	令和5年8月31日